

■新法人への移行期間満了

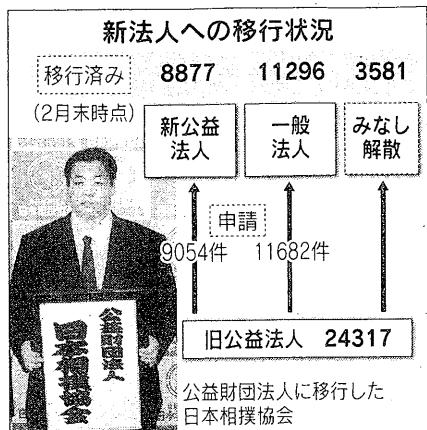
「公益」の名に見合う働きをしているか。

そんな批判を踏まえて始まった公益法人の制度改革の5年間の移行期間が満了した。新法人への移行審査もほぼ終わり、2月末までに新たな公益認定を受けたのは8878法人。2万4317あった旧法人の36・5%に絞り込まれた。

新法人は寄付への税優遇を受けやすくなった。にもかかわらず国からの補助金頼みの団体はなお多い。欧米のような寄付文化を日本に根付かせることができるか。改革はいよいよ本番だ。

「そのセミナーは誰でも受講できますか」
政府の公益認定等委員会(山下徹委員長)が移行審査で重視した項目の一つが、その団体が一般人に扉を開いているかどうかだ。
公益法人の代表例に業界団体があるが、事業の

公益法人は変わったか



公益法人改革の主なポイント

- ▽公益性の明確化
 - ・有識者を含む認定委で判断
- ▽ガバナンスの強化
 - ・役員に財産管理義務などを課す
 - ・義務違反があれば認定取り消し
- ▽寄付文化の育成
 - ・全ての新法人が税優遇の対象

結局、旧法人のうちで新制度での公益認定を希望する団体などは、

スポーツ「難物」

経営手腕に乏しい往年の選手が理事会の多数を占める団体などでは、単なる看板の掛け替え

望したのは9054にとどまった。1万1682は税優遇のない一般法人への格下げを申請。残る3581はみなし解散の道を選んだ。

業界団体と並ぶ「難物」だったのが、全日本柔道連盟などのスポーツ団体。選手が所属する企業や学校を束ねて五輪代表の選考などを担ってきたが、競技人口を増やす啓発活動には熱心でないことが多かった。

運動をしている国会議員が少なくない。政府は「有名なスポーツ団体を一律に一般法人に格下げするのは与党の理解が得られない」と判断。審査が最も難航した日本相撲協会が、親方が人材育成は協会と親方が人材育成契約を結ぶなど関係を確認することを条件に移

多くの企業幹部の親睦会や資格試験合格のノウハウを教える講座の開催など内輪向けだった。これでは社会の役に立っていないと認められな

ただ、政界にはスポーツ団体と二人三脚で選挙運動をしている国会議員が少なくない。政府は「有名なスポーツ団体を一律に一般法人に格下げするのは与党の理解が得られない」と判断。審査が最も難航した日本相撲協会が、親方が人材育成は協会と親方が人材育成契約を結ぶなど関係を確認することを条件に移

なお補助金頼み、寄付課題に

真相深層

に終わらないように、認定委は2014年度から3年間かけて全ての新法人への立ち入り調査を実施する方針だ。

米の20分の1

ガバナンス改善と並ぶ制度改革のもう一つの狙いが寄付文化の育成だ。認定委によると、日本における寄付の総額は国内総生産(GDP)の0・11%で、米国の約20分の1にすぎない。

これまで寄付金が所得税などの税額控除の対象になるには公益法人というだけでは不十分で、特定公益増進法人というひとつ上の資格を得ねばならなかった。新制度では公益認定された全団体が対象になる。税優遇を受ける法人はむしろ10倍に増えた。

国が認定した新法人の12年度の事業費総額は2兆5856億円。そのうち寄付は2198億円だ(編集委員 大石格)

認定委の調査によると、新たに税額控除対象となった公益法人では個人からの寄付が約3倍に増えた。政府は旧法人が姿を消す14年度から寄付の伸びに拍車がかかることを期待する。犯罪被害者を支援する公益法人「被害者サポートセンターあいち」は昨年、清涼飲料水の自動販売機の売り上げのうち1本ごとに2円を同法人への寄付にできる仕組みをつくった。3年内に対象となる自販機を300台に増やしたい考えだ。1896年(明治29年)の民法制定と同時に始まった公益法人制度。今回の改革では主務官庁という概念がなくなり、目指す公益は何かを各団体が自由に考えることができるようになった。広く寄付が集まるような団体に変われるかどうか新制度の成否を握りそうだ。